

駐車監視員活動ガイドライン

令和4年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。
 ※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

| | | |
|------|-------------------------------|--------|
| 重点路線 | ◎ 最重点路線 | |
| | 路線 (区間) | 重点時間帯 |
| | 市道安城二本木線 (JR安城駅ロータリー～末広町北交差点) | 8時～22時 |
| | ○ 重点路線 | |
| | 路線 (区間) | 重点時間帯 |
| | 市道御幸本町10号線 (朝日町西交差点～桜町交差点) | 8時～22時 |

| | | |
|--|---|--------|
| 重点地域 | ◎ 最重点地域 | |
| | 地域 (町名) | 重点時間帯 |
| | JR安城駅周辺地区 ・御幸本町 ・古井町 | 8時～22時 |
| | JR三河安城駅周辺地区 ・三河安城本町 ・三河安城南町 | 8時～22時 |
| | 名鉄新安城駅周辺地区 ・今池町1丁目 ・東栄町1丁目 | 8時～22時 |
| | 名鉄知立駅周辺地区 ・栄1丁目、2丁目 ・池端1～3丁目 ・堀切1～3丁目 | 8時～22時 |
| | ○ 重点地域 | |
| | 地域 (町名) | 重点時間帯 |
| | JR安城駅周辺地区 ・横山町 ・桜町 ・花ノ木町 ・末広町 ・朝日町 ・日の出町 ・昭和町 ・大東町 ・相生町 ・小堤町 ・錦町 ・南町 ・法連町 ・浜富町 ・東新町 ・上条町 ・大岡町 ・明治本町 ・安城町 ・東明町 ・大山町1丁目、2丁目 ・城南町1丁目、2丁目 ・百石町1丁目、2丁目 | 8時～22時 |
| | JR三河安城駅周辺地区 ・緑町1丁目、2丁目 ・三河安城町1丁目、2丁目 ・二本木新町1～3丁目 ・美園町 ・美園町1丁目、2丁目 ・三河安城東町1丁目、2丁目 | 8時～22時 |
| 名鉄新安城駅周辺地区 ・住吉町 ・今池町2丁目、3丁目 ・今池町 ・東栄町2丁目、3丁目 ・東栄町 | 8時～22時 | |
| 名鉄知立駅周辺地区 ・宝1丁目、2丁目 ・宝町 ・弘栄1～3丁目 ・内幸町 ・本町 ・桜木町 ・東栄1～3丁目 ・広見1～4丁目 ・長篠町新田裏 ・新富1丁目、2丁目 ・鳥居1丁目 ・弘法1丁目、2丁目 ・東長篠1丁目、2丁目 ・新地町 ・中山町 ・中町 ・南新地1～3丁目 ・長田1～3丁目 ・新池1～3丁目 ・長篠町 ・弘法町 ・新林町 ・谷田町本林 ・谷田町西1丁目、2丁目 ・南陽町1丁目、2丁目 | 8時～22時 | |
| 昭和地区 | 9時～18時 | |

愛知県安城警察署